



平成24年（行ウ）第32号 補助金交付決定取消請求事件

平成24年（行ウ）第85号 補助金交付差止等請求事件

原告 長瀬猛 外2名

被告 兵庫県及び兵庫県知事

原告準備書面（8）

平成25年12月18日

（次回期日：平成25年12月18日）

神戸地方裁判所第2民事部合議C係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 徳 永 信 一

第1 大阪高裁平成25年12月13日判決

- 1 大阪高裁は平成25年12月13日、在日本朝鮮人総联合会（以下「朝鮮総連」という。）大阪府生野西支部外10支部が控訴人大阪市のために補助参加して控訴した平成25年（行コ）第15号固定資産税及び都市計画税減免措置取消請求控訴事件につき、民族差別の是正等を目的とする朝鮮総連の活動が公益性を有している故に、朝鮮総連支部の施設の固定資産税等の減免措置が大阪市長の裁量の範囲内だとする朝鮮総連大阪府12支部の主張を退け、控訴棄却の判決を下した（甲45）。
- 2 同大阪高裁判決は、朝鮮総連の目的等について、「朝鮮総連は、北朝鮮の

国家的な政治体制や政治思想を所与のものとしてこれに賛同し、北朝鮮の権利利益を擁護しつつ、在日朝鮮人の民族性を保持し、民族教育を行い、民族的差別と迫害行為に反対するために活動する団体であり、わが国やその地域社会の利益と直接結びつく活動を行っているとは見受けられない上、在日朝鮮人全員を構成員とする団体ではなく、在日朝鮮人の一部が構成員になっているに止まるものである」と判示した大阪地裁判決（甲16）を支持し、朝鮮総連の目的、組織体の意義等について、「在日朝鮮人とは、日本の朝鮮半島植民地支配により発生した歴史的な存在である。また、日本では、社会保障、雇用・就職、教育等その他様々な分野において、在日朝鮮人に対する差別政策が展開されてきた。そして、朝鮮総連は、在日同胞のための活動を展開する在日同胞団体であり、これら差別政策にさらされてきた在日朝鮮人を支援するとともに、差別政策の是正を求め活動してきた。日本社会からあらゆる差別政策を撤廃することは、在日朝鮮人のみならず、日本社会の発展にとっても不可欠なことである。したがって、朝鮮総連は、日本及びその地域社会の利益と直接結びつく活動を行っている団体である」とする補助参加人らの主張について、「原判決が上記引用部分で認定するところに照らし、採用できない」として退けた。

- 3 大阪地裁及び大阪高裁が証拠から認定した朝鮮総連の目的や組織体の意義等は、本件訴訟において原告が主張してきたところとほぼ同一である。

すなわち、北朝鮮は、世襲独裁体制をとって人民に貧窮を強い、その自由を圧迫する非情の人権蹂躪国家であり、国連決議に違反して核実験、ミサイル実験を繰り返し、日本を含む北東アジアの平和を脅かす軍事独裁国家である。朝鮮総連はかかる北朝鮮と一体的に活動し、北朝鮮主導による朝鮮半島統一を目指す統一戦線団体であり、金日成・金正日・金正恩と世襲されてきた独裁者に対する個人崇拜と絶対的神格化を要請する宗教的イデオロギーである「主体（チュチェ）思想」を全ての活動指針とする政治団体である。

かかる宗教的政治団体である朝鮮総連が、本件で問題となっている朝鮮学

校の実質的な運営主体なのである。朝鮮学校における民族教育とは、金独裁体制を無批判に礼賛し、歴史を捏造・歪曲し、神格化された金一族への隷従を強い、反日・反米・反韓を謳い、北朝鮮に忠実な朝鮮総連幹部の養成を目的とする洗脳教育に他ならない。朝鮮総連は、活動家を教師として任命し、予算を配分し、教育内容に容喙し、更には、小学4年生から入会を義務付けている朝鮮青年同盟（朝鮮総連の傘下団体）の課外活動において金日成・金正日・金正恩の「偉大性」を指導しているのである。

第2 朝鮮学校の教育事業の公益性とは—被告らの準備書面(4)に対する反論—

朝鮮学校は朝鮮総連の支配下であり、朝鮮学校における民族教育なるものも、金一族を神格化して絶対的隷従を要請する主体思想を指導原理として行われている。その典型が朝鮮学校における歴史教育である。史実を歪曲・捏造して北朝鮮の政治を正当化し、独裁者の生い立ちを美化し、ありもしない神話を事実として教え、「敬愛なる將軍様」の尊称を繰り返し、個人崇拝を刷り込む洗脳教育を教科において実施しているのである。そこに教育基本法が否定する「不当な支配」が認められることは明らかである。

もちろん、そうした政治教育を無視し、そこで行われている朝鮮語、ハングルの教育、数学、理科等の教科やサッカーやラグビー等の体育指導のみに着目して公益性を見いだすことは可能であろう。

被告らは、朝鮮高校の生徒が高校総体（インターハイ）への出場資格を有していることや日本の大学入学資格を有していることをもって、助成金の正当性を主張するが、スポーツ競技における出場資格が認められることをもって、朝鮮総連による「不当な支配」を正当化することにはならない。ましてや、各大学の個別審査を条件とする大学入学資格もまた「不当な支配」を正当化するものではない。それらは、両親が朝鮮総連の関係者であるといった経緯によって朝鮮学校への通学を余儀なくされる立場に置かれた生徒を、朝鮮総連ないし朝鮮学校の犠牲者とみて、大学進学の開く「救済の制度」とみるべきものである。

助成金の交付をもって朝鮮学校の運営を援助することは、「不当な支配」の継続を容認し、更なる犠牲者を生み出すことに加担することを意味する。貧困者の居場所や雇用の確保という局所的かつ近視眼的な公益性に目を奪われてカルト宗教や暴力団に補助金を交付するのと同じである。インターハイ出場や大学入学への道が開かれたことをもって、朝鮮学校の教育事業全体が「公益性」を持つに至ったというのは本末転倒の曲解といわねばならない。おそらくは、そうした屁理屈も朝鮮総連による入れ智恵だろう。

繰り返しになるが、朝鮮学校に対する助成金の交付は、北朝鮮の民主主義と人権思想と平和主義を否定する独裁体制を肯定して礼賛する教育に対する援助を意味する。それはホロコーストを行ったナチスを礼賛する教育を行う教育機関を援助することの不当性に例えることができる。ナチスを礼賛する教育機関に対し、サッカーや野球の活動に力を入れていることや、大学入試を目指す生徒がいることを理由にして、その運営経費を補助して当該教育機関の教育全体を援助することまでを正当化する公益性を認めることはできないといっているのだ。

それが原告らの主張であり、教育基本法16条1項が禁じる「不当な支配」が行われている教育事業は違法であると言わざるをえず、不特定多数の市民の税金から助成金を交付することを正当化するだけの公益性を認めることはできないということなのである。

以上